

木曾町開田地区で建物を建築される皆様へ

1. 確認申請

木曾町開田地区は都市計画区域外ですが、原則として建築基準法に基づく確認申請が必要です。(建築基準法第6条)

＜確認申請が不要なものの例＞

土砂災害防止法の特別警戒区域(レッドゾーン)以外で行う10㎡以内の増築又は10㎡以内の敷地内移転(建築基準法第6条第1項第4号) 等

※ 10㎡以内 ≒ 約3坪(6畳)=9.96㎡

「知事が指定する区域」

昭和46年6月10日 長野県告示319号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第四号に規定する建築物の建築に関する確認を要する区域を次のとおり指定し、昭和46年7月1日から施行する。その関係図面は長野県住宅部建築管理課、長野県木曾地方事務所及び木曾郡開田村役場において縦覧に供する。

指定区域：開田村全域

現在は、組織改編等により、住宅部建築管理課⇒長野県建設部建築住宅課、木曾地方事務所⇒木曾建設事務所、木曾郡開田村役場⇒木曾町役場開田支所、開田村⇒木曾町開田、に変更されています。

2. 確認表示板

確認済証の交付を受けた工事を施工する時は、工事現場の見やすい場所(敷地の外から見える場所)に確認済表示板を掲示してください。(建築基準法第89条)

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	令和 年 月 日 第 号
確認済証交付者	○○○○○○○○○○○○○○○○
建築主又は築造主氏名	□□□□□
設計者氏名	○級建築士事務所□□建築士事務所 ○級建築士●●●●
工事監理者氏名	○級建築士事務所□□建築士事務所 ○級建築士●●●●
工事施工者氏名	□□□□□□□□
工事現場管理者氏名	○○○○○○○○○○
建築確認に係るその他の事項	

3. その他

上記の要件で確認申請を要しないとしても建築基準法の基準(規定)に適合させなければならないため、注意が必要です。

- 例：①一戸建ての住宅を貸別荘・レンタルコテージ等に用途変更する場合
②ホテル、旅館、ペンションの改修を行う場合 等

4. お問い合わせ先

お近くの建築士(設計事務所)又は木曾建設事務所整備・建築課(Tel0264-25-2229)